

6月定期総会会議録

会議の開催日時 令和5年6月9日（金） 13時30分 ～ 15時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1・5-2 会議室

会議の内容 議第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第20号 彦根市農用地利用集積計画（案）
議第21号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

出席農業委員は下記のとおり

1 大西 太郎(副会長)	11 辻 宏
2 木村 数茂	12 片山 敏雄
3 成宮 一郎	13 北村 文尾
5 北川 誠	15 森 安正
6 田中 金二(会長)	16 北川 秀夫(Cブロック長)
7 岸田 つるゑ	17 茶木 洋子
8 松宮 秀治(副会長)	18 西川 末美
9 野田 一光(Aブロック長)	
10 疋田 喜久夫	8 澤田 勘一(Bブロック長)

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

1 西澤 育男	3 大塚 良一	13 吉岡 巳津夫
15 北村 善夫	22 百々 明雄	

欠席した農業委員は下記のとおり。

4 伴 孝子	14 近藤 章
--------	---------

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也	次長 大村 敏男	係長 竹中 基史
主任 八木 貴大		

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主事 大橋 和史

当日の記録係

係長 竹中 基史

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから 6 月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところ
ご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。伴委員、小林委員、近藤委員、から
欠席の報告がされております。久木委員については欠席連絡ありませんでしたが欠席されてお
ります。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の 1 番 西澤委員、3 番
大塚委員、13 番 吉岡委員、15 番 北村 善夫、22 番 百々委員に出席いただいておりますの
で、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。12 番 片
山委員、13 番 北村委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を 6 月 2 日に実施しておりますので、立会報告をお
願いいたします。

○ 北村 文尾委員

（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

議第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請

議第 18 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請

議第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

議第 20 号 彦根市農用地利用集積計画（案）

議題 21 号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

○ 議長（田中 金二）

それでは、議第 17 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

それでは、今月の 3 条申請について説明いたします。今月は所有権の移転が 7 件です。

農地法における農地取得時の下限面積要件が、この 4 月 1 日から廃止されたことにより申請された案件が提出されております。なお、今回の案件につきましては、いずれも譲受人が、既に農地を借り耕作している状態であることから、現地立会確認につきましては、省略させていただいております。

所有権移転の 1 件目と 2 件目は、それぞれの所有農地を交換されるもので、3 件目は、2 件目と譲受人が同じ方となり、関連がありますので、合わせて説明をさせていただきます。

いずれも市街化区域内の農地です。字荒木の「田」は、東洋システム㈱や伊藤金属がある場所のすぐ西側、字下佃の「田」は、字荒木から 200 メートルほど西側にあります。

1 件目譲受人の●●さんは、今回交換により取得される農地の隣接する両側の農地を所有されており、今回の交換の結果、1 枚の農地に集約できることとなり、反対に、2 件目と 3 件目の譲受人の●●さんも、2 件目の申請地と 3 件目の申請地にはさまれた間の農地を●●さんが所有されていることから、今回の交換と 3 件目の農地取得の結果、1 枚の農地に集約できることとなるものです。両者の農地が集約でき、メリットがあることから、交換および売買の話しがまとまったものです。

1 件目の申請地は、今回譲受人の両側隣接自己所有農地との畦畔を除却して 1 枚にされており、未だ作付けはされていませんが、草刈りされるなどきちんと維持管理をされており、こちらについては、許可後、耕作されるものです。

1 件目の譲受人の●●さんは、野田山町で約 1.7 ヘクタールの経営面積となり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんが、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

また、2 件目と 3 件目の譲受人の●●さんは、父親が経営する会社の土地の近くにある「田」を所有・耕作することで維持管理しやすく、2 件目の申請地は畦畔を残し単独で、3 件目の申請地は南側隣接の自己所有農地との間の畦畔を除却し、それぞれ水稻を作付けされております。

●●さんは、今回の申請地の他に米原市内で●●㎡の「田」を耕作されており、世帯として、今回取得する農地も含めて約 65 アールの経営面積となり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんが、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題

ないと思われます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件（所有権の移転 1、2、3 番目の案件）について木村委員、大塚委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 数茂 委員

特に問題ありません。

○ 大塚 良一 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、4 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

所有権の移転 4 件目の申請地は、市街化区域内の農地です。こちらの農地の場所は、パナソニック彦根工場の正面玄関に近く工場西側市道をはさんで反対側、道路からは奥まったところの一団の中の農地です。

今回の申請地は、譲受人の●●さんの自宅に地続きの農地で、長年にわたり●●さんが借り受け、耕作されていたもので、今後も引き続き耕作されることから、借地状態を解消し、売買の話しがまとまったものです。農作業歴も 10 年、現状耕作されているため農機具等も保有されており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について片山委員、吉岡委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 片山 敏雄 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 吉岡 巳津夫 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、5 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

所有権の移転 5 件目の申請地は、いずれも農振農用地区域内白地の農地です。こちらの農地の場所は、卸売市場の西側、県道神郷彦根線の安食中町南の交差点南西にあたります。

今回の申請地は、譲渡人の●●さんが地域に住んでおらず、先代が高齢で耕作もままならなくなって以降、かなり草木が生い茂り荒れ地となっていました。譲受人の●●さんの自宅に地続きの農地であるため、樹木の伐採やマルチシートを敷くなど耕作できるよう整え、既に耕作されており、今後も続けて耕作されることから、売買の話がまとまったものです。

農作業歴としては長くはありませんが、現状耕作されているため農機具等も保有されており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について岸田委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 岸田 つるゑ 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、6 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

所有権の移転 6 件目の申請地は、市街化区域内の農地です。こちらの農地の場所は、国道 8 号線と中山道の間、旭森小学校の芹川をはさんで反対側の集落に囲まれた一団の中の農地です。

今回の申請地は、譲受人の●●さんの自宅に近く、●●さんの父が自分の所有地と勘違いされていたという話しも聞きましたが、いずれにしても長年にわたり●●さんが借り受け、管理・耕作されていたもので、今後も引き続き耕作されることから、借地状態を解消し、売買の話がまとまったものです。

農作業歴も 13 年、現状耕作されているため農機具等も保有されており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

なお、今回申請地の一部に、車庫・駐車スペースとなっている部分がありますが、全体のうちの一部であることや、市街化区域の農地であること、農作業用にも使用されていることを考慮して、申請地全体を 3 条許可とすることについて、やむを得ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について木村委員、大塚委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 数茂 委員

地元で耕作の実績もあり問題ありません。

○ 大塚 良一 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、7 番目の案件の説明

をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

所有権の移転 7 件目の申請地は、市街化区域内の農地です。こちらの農地の場所は、国道 8 号線と中山道の間、旭森小学校の芹川をはさんで反対側の集落に囲まれた一団の中の農地です。6 件目の案件のすぐ近くになります。

今回の申請地は、譲受人の●●さんの自宅に地続きの農地であるため、長年にわたり●●さんが借り受け、耕作されていたもので、今後も引き続き耕作されることから、借地状態を解消し、売買の話がまとまったものです。

農作業歴も 45 年、現状耕作されているため農機具等も保有されており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について木村委員、大塚委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 数茂 委員

特に問題ありません。

○ 大塚 良一 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、所有権の移転 7 件、異議なしと認めますので、許可とします。

続きまして、議第 18 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

4 条転用の 1 番案件です。転用目的は露天駐車場です。

昨年度の別件案件になりますが、申請地の隣地●●番地は、ジョイソン・セイフティ・システ

ムズ・ジャパン株式会社彦根製造所（旧タカタ）の派遣従業員用の駐車場用地として令和 4 年 5 月に 4 条許可にて露天駐車場へ転用されました。この駐車場含め近隣駐車場が既に満車となっています。この度、同社において約 30 名の派遣による新規採用も決まっていることから、派遣会社から地主、●●さんへ駐車場として貸してほしいとの打診を受けて駐車場としての利用計画の見通しがたったため申請されました。

申請地は彦富町●●の集落内に位置します市道・薩摩彦富線沿いの農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、近隣工場の派遣従業員向けの砂利敷駐車場として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等についてですが、土地の周囲には里道および水路が走っているため、雨水については自然浸透を基本としています。また、造成部分の端は法面処理をされますが、周辺農地へ砂利等が落下する等の影響がないよう境界より下がった位置で施工されるということです。

なお、道路から申請地への侵入には、申請地と道路の間にある隣地、●●を通行することになりますが、地番●●は令和 4 年 3 月に 4 条許可により転用済みとなっており現在は株式会社●●が所有する駐車場となっております。所有者である株式会社●●からの車両通行にかかる承諾書の提出もいただいております。

次に申請目的実現の確実性につきましては、見積書および残高証明が添付されており、すべて自己資金で賄えることから問題ありません。土地改良区の意見書も添付されており、

以上より、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について大西委員、西澤委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いいたします。

○ 西澤 育男 委員

申請地周囲の水路に砂利が入らないようにしてもらえば問題ないと思います。

○ 大西 太郎 委員

西澤委員のとおり、問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。2 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

4 条転用の 2 番案件です。転用目的は露天駐車場で、てん末案件です。

申請地は金剛寺町の集落内に位置します農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上であり転用が可能です。

申請者は、平成 27 年に自宅敷地南側に隣接する申請地、畑を農地法 3 条にて買い受けており、暫くは農地として利用していましたが、この時「農地譲受け 3 年経過後は、許可なく転用できるもの」と誤った理解をされておられました。令和 2 年 3 月に自身で事業開始をする際に駐車場用地が不足したとして、コンクリート打設、カーポート新設、物置設置をされました。今般、金融機関との話の中で、申請地が違法状態にあることが判明したため、違反状態を解消しつつ、抵当権や資金の状況から現状のまま利用を続けたいとして、この度申請されました。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。

利用計画としましては、主に自家用車 2 台および自営業にかかる建築資材を運搬するための 2t トラック 1 台を駐車します。

農地への被害防除措置等につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し周囲に影響のないよう配慮されています。

顛末書が添付されており、今後は農地法を遵守する旨誓約をいただいています。また、事務局から申請者に対しては農地法違反である旨を重く受け止めいただけるよう直接お会いしお伝えし、今後は法令遵守するよう指導させていただきご理解を得ました。

これらのことから一般基準についても問題がないものと思われます。なお、本日ご欠席されておられます、小林 爲夫委員には 6 月 2 日に現地立会いをいただいております、本件については問題ない旨、総会で伝えるよう伝言を承っております。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北川委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 北川 誠 委員

てん末案件であり原状復旧も困難であるため、許可やむなしかと思う。

○ 西川 末美 委員

本件は前回取り下げられたと思うが、取り下げられた理由を知りたい。

○ 事務局（竹中 基史）

申請地に既に建築されているカーポートについて、前回申請時、都市計画課で必要な開発許可が未許可であるのではないかとの疑義があり申請者が取り下げられたと聞いています。今回の申請に合わせて申請者が都市計画課に改めて確認したところ開発許可は不要であることが判明し、改めて農地法許可申請をされた経緯となります。

○ 松宮 秀治 委員

申請地の隣接地、三角地である地番●●については、狭隘な土地であり、申請者が越境利用しないよう留意願いたい。

○ 事務局（八木 貴大）

地番●●は個人所有地。立会時、申請者が三角地について他人の土地であると認識していた旨、確認しています。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

ー 異議なし ー

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、申請地の転用 2 件異議なしと認めますので、許可とします。

続きまして、議第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

5 条転用の 1 番案件です。転用目的は自家用駐車場用地で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の●●さん一家は、家族の自家用車が 4 台ありますが自宅には 1 台を路上駐車し、残り 3 台については家族経営されている●●の駐車場を利用している状況です。場合によっては、来客駐車に路上駐車をお願いするなど支障が生じております。

このような状況で自宅の駐車スペースが狭隘であったところ、自宅に近接する当該申請地の売買の話がまとまったことから、新たに駐車場用地として取得したいと申請されたものです。

申請地は薩摩町の集落内に位置します農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上、転用が可能です。

地番●●を駐車場用地とし地番●●の三角地を駐車場の侵入路として利用されます。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、表土には砂利敷き転圧工事をし、自家用に4台、来客用に1台、合計5台を駐車するスペースを確保する計画となっております。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、現地、既に周囲に石積みがされており周囲農地への影響はありません。次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、見積書と残高証明書を添付いただいております、全額を自己資金で賄う計画となっておりますことから、資金面の問題がないことを確認しております。

また、土地改良区には受益地外旨の意見書を添付いただいておりますことから、一般基準につきましても問題ないものと思われれます。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について西川委員、百々委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 西川 末美 委員

問題ないと思います。

○ 百々 明雄 委員

土地の管理もしっかりとされており問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

ー 異議なし ー

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については会長許可とします。2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条転用の2番案件です。転用目的は自己用住宅用地で、売買による所有権の移転です。

譲受人の●●さんにはご夫婦のほか2人の子供がおり子供の成長にともない、現在住んでいる小泉町でのアパート住居では狭くなってきており、この度、実家の東側に隣接する申請地の譲渡人とのあいだで売買の話がまとまったため申請に至りました。

申請地は、市立病院から400mほど北に位置する場所で大藪町内の市街化調整区域です。立地基準に照らして判断しますと、団地規模が概ね10ha未満の農地であり、集落に隣接している農

地であることから、第2種農地であると判断できます。第2種農地は代替性が認められる場合は原則許可ができませんが、本件は集落に接続し、集落の通常の発展の範囲内で集落を核として滲みだ式的に行われる農地転用となりますので、農地法施行規則第33条に基づき、立地基準上は許可可能と判断できます。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、一体的に住宅として利用されます。農地への被害防除措置等につきましては、住宅地周囲を擁壁で囲み、雨水は東側道路に傾斜をつけ、道路の既設排水路へ放流されます。隣接地の所有者からも同意が得られています。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書および住宅ローン事前審査結果を添付していただいております、資金面での問題はありません。土地改良区さんとも転用について協議済みです。

これらのことから一般基準についても問題がないものと思われまます。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北村 文尾委員、北村 善夫委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 北村 文尾 委員

問題ないと思います。

○ 北村 善夫 委員

事務局の説明のとおり、問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条転用の3番案件です。転用目的は露天駐車場で、売買による所有権の移転です。てん末案件です。

稲里町上平流町内では町内会事業として道路拡幅事業を進めておられ、譲受人の●●さんは以前自己所有地を道路用地に提供されており、申請地は、その土地の代替地として町内会から提供

された土地となります。道路工事が完了し、所有権移転手続きに入ろうとしたところ、農地法違反状態であることがわかり、申請に至りました。

申請地は稲里町上平流集落内に位置します農振白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現在、自家用車3台のうち1台のみ自宅敷地内に駐車できており、残り2台は公民館駐車場に駐車している状況であり、申請地では、駐車場所に困っておられる自家用車2台および来客駐車場用2台、計4台駐車する計画です。周辺農地への被害防除措置等につきましては、周辺に農地はありません。併せて、土地改良区の受益地でないことを確認しております。

本件については、今回道路工事完了のついでに業者に整地をお願いしたということですが、この申請地を代替地として提供する約束はかなり以前に口頭で行われており、譲受人も自治会も農地法上の手続きが必要であることを失念している状態でした。しかし、町内に緊急車両等の通行を可能とする目的で行われた道路拡幅事業に関連する転用であることは事実ですし、今後は農地法を順守する旨の譲受人の顛末書、加えて町内会事業に絡むため寛大な処置をお願いしたいという上申書も添付されております。これらのことから、一般基準も問題ないかと思われます。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について大西委員、西澤委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いいたします。

○ 西澤 育男 委員

てん末書も添付されており問題ないと思います。

○ 大西 太郎 委員

西澤委員のとおり問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。推進委員の皆さんは退席されて結構

です。ご苦労さまでした。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

続きまして、議第 20 号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課より説明をお願いします。

○ 事務局（大橋 主事）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

続きまして、議第 21 号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課より説明をお願いします。

○ 事務局（大橋 主事）

（ 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告

報告第 17 号 農地賃貸借の解約通知報告

議案書の 7 ページ目、報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告、今月は 8 件、面積は 27,686.30 ㎡です。

議案書の 9 ページ目、報告第 17 号 農地賃貸借の解約通知報告、今月は 12 件、面積は 37,476 ㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

局専報告第 10 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告

局専報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告

議案書 13 ページ目 局専報告第 10 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告、今月は 1 件、面積は 198 ㎡です。

議案書 14 ページ目 局専報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出報告、今月は 12 件、面積は 4,039.73 ㎡です。なお、16 ページ、10 番、11 番案件の備考欄、受理日について、令和 4 年は誤りであり、正しくは令和 5 となります。さらに、11 番、譲渡人の住所について、「町」が抜けており、正しくは「彦根市野田山町 220」となります。お詫びして訂正いたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。無いようですので、それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、6 月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。